

予防事務に係る受益と負担の適正化について

現状と課題

- 予防事務のうち、次のものについては、特定の者のためにする事務として、消防手数料条例に基づき手数料を徴収している。
 - ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（標準手数料令）に定めのあるもの
 - ・ 危険物製造所等の許可書等の再交付
 - ・ その他の証明（※範囲が不明確であり、徴収した例は確認できない。）
- 標準手数料令に定めのない予防事務であっても、特定の者のためにする事務については、受益と負担の適正化の観点から、手数料化について検討が必要である。（他都市における実例あり）



対応の考え方

- 受益と負担の適正化の観点から、次の事務については手数料等を徴収する方向で検討する。
 - ①各種講習に係る事務（受講手数料）
 - ②各種講習の修了証の再交付
※書換は、原因が婚姻の場合が多いことから手数料化はしない方向
 - ③各種届出等の証明（届出がなされていることの証明）
※現行は、情報公開制度上の手続により、届出書等の写しを交付している。
- 制度改正の手法
 - ①の事務
手数料条例又は火災予防条例に新たに規定
 - ②の事務
(案1) 手数料条例の改正により再交付に係る手数料を徴収する。
(案2) 各種講習の修了を証明する事務に変え、その他の証明に位置付ける。
 - ③の事務
 - ・ 事務手続を規定化（火災予防規程）し、その他の証明に位置付ける。
※②（案2）とともに、手数料条例第7条の委任規定に基づき、火災予防規則に、その他の証明の区分を定める。
 - ・ 証明書に加え、届出書等の写しの交付を求める場合には、実費を徴収するものとし、区分ごとの金額については、規則に定める。

（その他の勘案要素）
危険物施設の許可書の再交付に際し、許可申請時に添付された図面等の関係書についても複写して交付しているが、手数料の積算要素に含まれていないため、当該費用の徴収について検討が必要である。

（案1）別途、情報公開制度に基づく手続によるものとする。
（案2）危険物規則等の改正により、実費を徴収する。